

令和2年度（2020年度）財政援助団体等監査結果に係る注意事項の公表

令和2年（2020年）11月30日から令和3年（2021年）2月5日までの間に実施した財政援助団体等監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和3年（2021年）3月17日

熊本県監査委員事務局

① 補助金等交付団体

事項	内容	課題数
法令及び規程の遵守	学校保健安全法に規定された学校安全計画の策定を行っていない。	1
	理事会での議決事項とされている資産運用計画について、議決が行われていない。	1
	規程で整備している小口現金が活用されず、収納した現金が直接支払いに充当されている。	1
	学校環境衛生基準に基づく検査が行われていない。	1
規程の不備	経理規程が、会計基準に対応したものになっていない。	1
財務諸表の計上誤り	資金収支決算書等への県補助金収入の計上額が誤っている。	1

② 出資団体

事項	内容	課題数
規程の不備	立替払いの事例があるが、会計規程等にその根拠となる規定がない。	1
契約及び履行確認	修繕工事の施工にあたり、書面による契約及び履行確認が行われていない。	1
規程の遵守	職員への賞与の支給に当たり規程に基づき理事会に諮るべきところ、これが行われていない。	1

③ 公の施設の指定管理者

事項	内容	課題数
個人情報の取扱い	メールを送信する際、全ての受信者名とメールアドレスが表示される状態のままとなっていた事案が発生している。	1
事業計画の承認	指定管理者は、毎年度2月末日までに翌年度の事業計画書を県に提出すべきところ、3月下旬に提出している。また、当該事業計画書について、県の文書での承認通知がなされていない。	1
利用料金等の徴収	利用料金以外の収入について、協定書等にその内容が確認できない。	1
	利用料金の減免又は還付を行う場合は、あらかじめ知事の承認を受けた基準によるべきところ、基準が定められていない。	1
備品の購入	県費（委託料）で備品を購入する際、事前に県の承認を得て購入すべきところ、これが行われていない。	1
管理業務の再委託	一部の管理業務について、県の承諾を得ることなく再委託が行われている。	1